

○専用水道設置にかかわる手続きの主な流れ

専用水道の水道施設の新設又は政令で定めるその増設もしくは改造の工事を行おうとするときは、当該工事設計が法に基づく施設基準に適合するものであるかについて、着工前に龍郷町の「確認」を受けなければならない。（水道法第 32 条）

このため、申請者においては町要領に基づき確認申請を行い、施設基準適合の通知を受ける必要がある。（水道法第 33 条）

基準適合の確認後、申請者においては「工事着手届」「水道技術管理者設置届出書」を提出しなければならない。

加えて、工事が完成した時には水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に町へ「給水開始届」を提出しなければならない。

以上の専用水道の手続きについて、下記の図を参考にされたい。

